

## 子育て

### どならない子育て練習講座(そだれん)～おしゃべりしませんか?～

日 11月27日(月)午前9時30分～正午  
場 平野市民活動センター

対 市内に住む子育て中の人、市内で子育てに関わる人

定 5人(申込順)

内 言葉で上手に伝えるしつけの方法を学びます。「おしゃべりそだれん」は、参加者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、職員が、そだれんメソッドを織り交ぜて提案や助言を行います。

※生後6か月以上の託児あり(1週間前までに要予約)

申 11月1日(水)午前8時30分～20日(月)午後5時15分に市HPから申込み

問 子育て支援課

☎21-1446  
☎23-2239



### 第2回子ども工作教室(クリスマスを折ろう!)

クリスマスになじみのある物を折紙で作ります。複数枚の折紙を使う作品や、いつもより大きな折紙を使う作品を作ります。作品を飾って、クリスマスを楽しみましょう。

日 12月17日(日)午後1時30分～4時  
場 唐子市民活動センター

対 市内在住の小学生と参加希望保護者  
※小学生のみの参加も可能です。

定 20組(申込順)

講師 鶴嶋ひろみさん(日本折紙協会講師)

申 11月15日午前8時30分～29日(水)午後5時15分に市HPから申込み

問 子育て支援課

☎63-5005  
☎23-2239



### きらめきクラブ子育て支援事業参加者募集

場所 問合せ	とき	
	親子で ワッハッハ!	みんなで ぎゅぎゅ
しんめい ☎24-3346	11月1日(水) 12月18日(月)	11月20日(月) 12月4日(月)
からこ ☎23-1325	11月・12月は 開催なし	11月30日(木) 12月15日(金)
まつに ☎23-1361	11月・12月は 開催なし	11月9日(木) 12月13日(水)
いちのかわ ☎21-6480	11月22日(水) 12月6日(水)	11月・12月は 開催なし
たかさか ☎31-2360	11月16日(木) 12月1日(金)	11月・12月は 開催なし

時間 午前10時～11時30分(施設準備のため午前10時以降の入室になります)

対 0歳～未就学児と保護者

定 市内在住の親子8組(先着順)

内 手遊び、体操、製作、読み聞かせなど

持 クレヨン・カラーサインペン・はさみ・のり・セロハンテープ・両面テープ・レジャーシート(小サイズ※製作の際に敷きます)

申 事前申込みは不要。当日クラブで受け付け

問 保育課

☎21-1407 ☎23-2239

※当日は、開催クラブに問合せください。



きらめき  
クラブHP

### 遺児手当

対 市内在住で、父母又はそのいずれかを死亡により失った義務教育修了前の児童を扶養している人

支給額 児童1人につき月額3,000円  
※年3回、7月(4～7月分)、11月(8～11月分)、3月(12～3月分)に支払われます。

申請に必要なもの 死亡を証明する書類(亡くなった人の除住民票、戸籍謄本など)、扶養を証明する書類(健康保険証等)、通帳又はキャッシュカード

申・問 子育て支援課

☎21-1461 ☎23-2239



市HP

### 出産・子育て応援給付金

安心して妊娠・子育てができる環境を整備するため「出産・子育て応援事業」を実施しています。

妊娠から子育て期の相談支援を行う「伴走型相談支援」と出産や育児にかかる費用を軽減させるための「経済的支援」を一体的に実施し、出産応援給付金5万円と子育て応援給付金5万円の支給を行っています。

□ 出産応援給付金

対 令和5年2月1日以降に妊娠届出をし、市担当者で面談した妊婦  
※妊娠届出後に流産、死産、中絶した人も対象になります。  
※他の市町村で本事業の支給を受けている人は対象外

支給額 妊娠1回当たり5万円

申請期限 原則、出産前まで

□ 子育て応援給付金

対 令和5年2月1日以降に出生した児童を養育し、赤ちゃん訪問時に市担当者で面談した人  
※他の市町村で本事業の支給を受けている人は対象外

支給額 新生児1人当たり5万円

申請期限 原則、生後4か月を経過する日まで

■ 共通事項

支給日 申請書等の受付をした翌月末  
持 申請者の振込口座情報がわかるキャッシュカード又は通帳  
※申請者と給付金の受取人が異なる場合、委任状が必要です。委任状は市HPからダウンロードできます。

問 子育て支援課

☎21-1461 ☎23-2239 市HP

### ひとり親家庭等医療費現況届

ひとり親家庭等医療費を受給している人は、年1回、受給資格要件に該当しているかを確認するため、現況届の提出が必要です。対象の人には通知しますので、11月24日(金)までに現況届を提出してください。

対 ひとり親家庭等医療費受給者  
※児童扶養手当を受けている人や今年の7月以降に新規申請をした人を除きます。

問 子育て支援課

☎21-1461 ☎23-2239 市HP



## 11月は「いじめ撲滅強調月間」です

県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたら、ひとりで悩まず相談・通報してください。

□ よい子の電話教育相談(県立総合教育センター)

※24時間365日対応

相談内容：いじめ、不登校、学校生活

18歳以下の子ども用(無料)

☎#7300又は0120-86-3192

保護者用 ☎048-556-0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

※Eメール相談の受信確認及び返信は、平日午前9時～午後5時に行っています。

□ いじめ通報窓口(県教育委員会)

通報内容：いじめに関すること

※この窓口は「いじめ」に関する情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。  
※通報された情報は学校に提供します。学校はあなたが送信したことが分からないように調査・対応します。



いじめ通報窓口

□ 県警察少年サポートセンター

相談内容：非行やいじめ、犯罪被害等の少年問題に関する心理面の相談

☎048-861-1152

(少年用・ヤングテレホンコーナー)

☎048-865-4152(保護者等用)

日 平日午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)

※面接相談は要予約

□ 子どもスマイルネット

相談内容：どんなことでも

☎048-822-7007

日 毎日午前10時30分～午後6時(祝日、年末年始を除く)



埼玉県マスコット「コバトン」

□ 社会福祉法人埼玉いのちの電話

相談内容：どんなことでも

☎048-645-4343※24時間365日対応

☎0120-783-556 フリーダイヤル

日 毎月10日午前8時～翌日午前8時、10日・年末年始を除く平日午後4時～9時

☎0570-783-556 ナビダイヤル

日 毎日午前10時～午後10時

インターネット相談 埼玉いのちの電話HPからアクセス



埼玉いのちの電話HP

□ 特定非営利活動法人

さいたまチャイルドライン

相談内容：どんなことでも

18歳以下の子ども専用(無料)

☎0120-99-7777

日 毎日午後4時～9時

オンラインチャット

日 水曜日～土曜日午後4時～9時



オンラインチャット

□ 県こころの電話(県立精神保健福祉センター)

相談内容：心の健康の相談

☎048-723-1447

日 平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

□ 県SNS相談 こころのサポート@埼玉

相談内容：こころに関する相談内容を何でも(LINEで心理カウンセラーへ相談)

日 日曜日午後9時～翌日午前6時、月曜日午後9時～翌日午前1時 受付は終了30分前まで



県HP

□ こどもの人権110番(さいたま地方法務局)

相談内容：こどもの人権

☎0120-007-110(無料)

日 平日午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)

□ こどもの人権SOS-eメール

相談内容：こどもの人権



こどもの人権SOS-eメール

問 県青少年課☎048-830-2907